

個人番号及び特定個人情報保護規則（規則第七十一号）中一部改正

個人番号及び特定個人情報保護規則（規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項」に改め、同条第二号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項」を「個人情報保護法第二条第九項」に改め、同条第三号中「行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）を「個人情報保護法」に改め、「であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するもの」を削り、同条第四号中「行政機関個人情報保護法第二条第六項」を「個人情報保護法第六十条第二項」に、「行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等」を「行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）」に、「第二条第四項」を「第十六条第一項」に、「行政機関及び独立行政法人等」を「行政機関等」に改める。

第十四条第四項中「及び第四号」を「から第六号まで」に改める。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（特定個人情報の漏えい等の報告等）

第十四条の三 本会は、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）第二条で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則第三条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する。ただし、本会が、他の個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号

利用事務等実施者」という。)から当該個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則第四条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合(同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。)には、本会は、本人に対し、個人情報保護委員会規則第五条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

附 則

第二条第一号から第四号まで、第十四条第四項及び第十四条の三(新設)の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。